

研修会単位認定に関してのお知らせ

主催者申請手続き

看護研修会的主催者申請

看護関係研修会を企画する方や主催者、または共催団体が、日本糖尿病療養指導士認定機構に申請すると、〈第2群〉の糖尿病療養指導単位とすることができます。さらに当学会にも申請していただくと、(条件が満たされていれば)〈第1群〉看護の研修としても認定されます。

〈第1群〉〈第2群〉ともに申請して認定されれば、参加者は、個々の単位取得状況などの条件に応じて、どちらの単位とするかを選択することができます(両方の単位とすることはできません)。

注意：開催日の1か月前までにオンラインシステムで申請して下さい。

当学会は、日本糖尿病療養指導士認定規則に基づき、日本糖尿病療養指導士認定更新に必要な研修単位の別紙1-1〈第1群〉自己の医療職研修単位 医療職種別認定単位数一覧の[1]看護師、准看護師に記載されている34～36に該当するものについて、単位取得の認定申請を受け付け、審査結果を通知しています。なお、開催にあたっての安全面等に関する配慮や責任は主催者が負うものとします。

申請資格条件

I 日本糖尿病教育・看護学会正会員、または賛助会員であること。

1. 原則として主催団体の代表者が申請者となる。
2. 主催者が正会員でない場合、共催の賛助会員企画担当者が申請することも可。
3. 主催団体の代表者が正会員でない場合、企画責任者(あるいは実施責任者)等の正会員が申請することも可。(プログラム・修了証に企画責任者の氏名が明記されること)

II 申し込み年度時の年会費を納入済みの正会員、または賛助会員であること

認定基準

認定基準1. 看護に関する内容を主とする下記(1)～(4)のいずれかであるもの

- (1) 日本糖尿病療養指導士認定更新に必要な研修単位の別紙1-1の1～33に該当しない看護系学会
- (2) 看護研究会
- (3) 看護研修会
- (4) 看護事例検討会

認定基準1の「看護に関する内容と主とするもの」として認められるものは、看護に関するテーマの講演・発表・グループワークなどで下記(1)～(3)のいずれかを満たすものとする

る。 糖尿病に関連するかどうかは問わない。

- (1) 看護職による講演や発表。ただしサテライト方式の場合には、サテライト会場でも本会場との質疑応答ができること、機器故障時の対応者が配置されていることを条件とする。
- (2) 複数の看護職が発表者やファシリテーターなどの役割を果たしているグループワーク、事例検討会、ワークショップ、ロールプレイ、演習など。ただし事例検討会や患者参加のグループワークなどの場合には、参加を通して看護としての学びを得られるよう看護職による講評あるいはまとめを行うこと。
- (3) (1) (2) 以外で看護研修会認定委員会の審査により「看護に関する内容を主とするもの」と認められたもの

認定基準 2. 参加が一般に公開されているもの

「参加が一般に公開されているもの」と認められるものには以下の(1)～(2)も含まれる。

なお、認定された研修会は、すべて日本糖尿病教育・看護学会ホームページで公開される。

- (1) 病院内等で開催される場合でも、職員だけではなく広く一般に公開し参加者を募るもの
- (2) 参加募集が一般に公開されたうえで、定員制、先着順、予約制などで参加を募るもの

認定基準 3. 特定の薬剤や機器等の宣伝につながるものではないもの

企業・機器の宣伝時間や企業の学術研究員による講演などが研修会の一部としてあってもよいが、その部分は実質研修時間に含めない。

認定時間の範囲

- (1) 研修会主催代表者が看護職であり、「看護に関連する内容を主とするもの」の時間が全体の実質研修時間の 3割以上 である
- (2) 研修会主催代表者が看護職ではないが、「看護に関連する内容を主とするもの」の時間が全体の実質研修時間の 5割以上 である

※上記(1)および(2)を満たさない場合、「看護に関する内容を主とするもの」の研修時間のみを1群として認定する。

※実質研修時間とは、オリエンテーションや質疑応答は含む。また認定基準2および3を満たし、あいさつ・休憩時間を除いたものである。

認定単位の換算

研修時間が1.5時間以上3.0時間未満は0.5単位、3.0時間以上6.0時間未満1単位、6.0時間以上2単位とし、1日研修会の上限は2単位とする。認定単位の上限は20単位とする。

申請手順

1. 研修会開催日の1か月前までに、オンラインシステムで申請登録を行う。

オンラインシステムに必要事項を入力の上、①プログラム、②研修修了証等の見本をアップロードする。

2. 申請と同時に審査費用実費 3,000 円を郵便振替口座に振り込む
3. 審査結果を 1 週間前までに申請者宛に通知する
4. 申請が承認された場合は、研修会開催日から 1 か月以内にオンラインシステムにて実施報告を行う

共催申請手続き

看護研修会の共催申請

当学会は、日本糖尿病療養指導士認定規則に基づき、日本糖尿病療養指導士認定更新に必要な研修単位の別紙 1-1〈第 1 群〉自己の医療職研修単位 医療職種別認定単位数一覧の[1]看護師、准看護師に記載されている 34～36 に該当するものについて、単位取得の認定申請を受け付け、審査結果を通知しています。なお、開催にあたっての安全面等に関する配慮や責任は主催者が負うものとします。

申請資格条件

I 共催団体承認基準

以下の認定基準 1～7 を満たした研修において共催申請ができる

共催基準 1. 団体の代表者が日本糖尿病教育・看護学会正会員であり、看護職である

共催基準 2. 会則または規約があり、会の目的に看護職の知識・技術の向上に資する内容が含まれる

共催基準 3. 役員名簿がある

共催基準 4. 年会費または参加費を徴収している

共催基準 5. 収支報告を行っている

共催基準 6. 年 1 回以上、研修会などの行事を開催している

共催基準 7. 企業が共催する場合、その企業は日本糖尿病教育・看護学会の賛助会員である

認定基準

認定基準 1. 看護に関する内容を主とする下記（１）～（４）のいずれかであるもの

- （１）日本糖尿病療養指導士認定更新に必要な研修単位の別紙 1-1 の 1～33 に該当しない看護系学会
- （２）看護研究会
- （３）看護研修会
- （４）看護事例検討会

認定基準 1 の「看護に関する内容と主とするもの」として認められるものは、看護に関するテーマの講演・発表・グループワークなどで下記（１）～（３）のいずれかを満たすものとする。糖尿病に関連するかどうかは問わない。

- （１）看護職による講演や発表。ただしサテライト方式の場合には、サテライト会場でも本会場との質疑応答ができること、機器故障時の対応者が配置されていることを条件とする。
- （２）複数の看護職が発表者やファシリテーターなどの役割を果たしているグループワーク、事例検討会、ワークショップ、ロールプレイ、演習など。ただし事例検討会や患者参加のグループワークなどの場合には、参加を通して看護としての学びを得られるよう看護

職による講評あるいはまとめを行うこと。

- (3) (1) (2) 以外で看護研修会認定委員会の審査により「看護に関する内容を主とするもの」と認められたもの

認定基準 2. 参加が一般に公開されているもの

「参加が一般に公開されているもの」と認められるものには以下の(1)～(2)も含まれる。
なお、認定された研修会は、すべて日本糖尿病教育・看護学会ホームページで公開される。

- (1) 病院内等で開催される場合でも、職員だけではなく広く一般に公開し参加者を募るもの
(2) 参加募集が一般に公開されたうえで、定員制、先着順、予約制などで参加を募るもの

認定基準 3. 特定の薬剤や機器等の宣伝につながるものではないもの

企業・機器の宣伝時間や企業の学術研究員による講演などが研修会の一部としてあってもよいが、その部分は実質研修時間に含めない。

認定時間の範囲

- (1) 研修会主催代表者が看護職であり、「看護に関連する内容を主とするもの」の時間が全体の実質研修時間の 3割以上 である
(2) 研修会主催代表者が看護職ではないが、「看護に関連する内容を主とするもの」の時間が全体の実質研修時間の 5割以上 である

※上記(1)および(2)を満たさない場合、「看護に関する内容を主とするもの」の研修時間のみを1群として認定する。

※実質研修時間とは、オリエンテーションや質疑応答は含む。また認定基準2および3を満たし、あいさつ・休憩時間を除いたものである。

認定単位の換算

研修時間の計算は主催者申請と同様に行う。研修時間 1.5 時間以上 3.0 時間未満は 1 単位、3.0 時間以上 4.5 時間未満 2 単位、4.5 時間以上 6.0 時間未満 3 単位、6.0 時間以上 4 単位とし、1 日研修会の上限は 4 単位とする。単位認定の上限は 20 単位とする。

申請手順

1. 研修会開催日の 2 か月前までに、オンラインシステムで申請登録を行う。
オンラインシステムに必要事項を入力の上、①プログラム、②研修修了証等の見本③会則または規約、役員名簿④前年度の事業報告または今後の事業計画をアップロードする。
2. 申請と同時に審査費用実費 3,000 円を郵便振替口座に振り込む
3. 審査結果を原則として 1 週間前までに審査結果をメールで申請者宛に通知する
4. 申請が承認された場合は、研修会開催日から 1 か月以内にオンラインシステムにて実施報告を行う

1群単位取得のための看護研修会申請・アルゴリズム

【1群申請できる研修かどうか】

認定基準1～3すべてを満たしているか？

認定基準1: 看護に関する内容を主とするもの^{注1)}

認定基準2: 参加が一般に公開されているもの

認定基準3: 特定の薬剤や機器などの宣伝につながるものではないもの

NO

YES

YES

NO

研修会の代表者は看護職か？

看護に関する内容を主とする^{注1)} 研修時間が
実質研修時間^{注2)}の3割以上か？

看護に関する内容を主とする^{注1)} 研修時間が
実質研修時間^{注2)}の5割以上か？

YES

NO

YES

NO

＜実質研修時間全体を認定可＞
実質研修時間^{注2)}が90分以上あるか？

＜看護に関する内容を主とする¹⁾ 研修時間のみ認定可＞
看護に関する内容を主とする¹⁾ 研修時間が90分以上あるか？

YES

NO

YES

NO

＜1群申請認定対象＞

＜1群申請認定対象外＞

注1)「看護に関する内容を主とするものは①看護職による講演や発表。但し、サテライト方式の場合には、サテライト会場でも本会場との質疑応答ができること、機器故障時の対応者が配置されていることを条件とする。②複数の看護職が発表者やファシリテーターなどの役割を果たしているグループワーク、事例検討会、ワークショップ、ロールプレイ、演習が含まれる。但し、事例検討会や患者参加のグループワークなどの場合には、参加を通して看護としての学びを得られるよう看護職による講評あるいはまとめを行うこと。糖尿病に関連するかどうかは問わない。

注2) 認定基準2、3を満たし、挨拶・休憩の時間をのぞいた研修時間を実質研修時間とする。

【主催者申請か共催申請か】

団体が主催する研修会か？団体が主催する場合、共催基準1～7すべてを満たしているか？

共催基準1: 団体の代表者が日本糖尿病教育・看護学会正会員であり、看護職である

共催基準2: 会則または規約があり、会の目的に看護職の知識・技術の向上に資する内容が含まれる

共催基準3: 役員名簿がある

共催基準4: 年会費または参加費を徴収している

共催基準5: 収支報告がある

共催基準6: 年1回以上、研修会などの行事を開催している

共催基準7: 企業が共催する場合、その企業は日本糖尿病教育・看護学会の賛助会員である。

NO

YES

主催者申請可
その場合の単位換算

- ・1.5時間以上3.0時間未満: 0.5単位
- ・3.0時間以上6.0時間未満: 1単位
- ・6.0時間以上: 2単位

共催申請可
その場合の単位換算

- ・1.5時間以上3.0時間未満: 1単位
- ・3.0時間以上4.5時間未満: 2単位
- ・4.5時間以上6.0時間未満: 3単位
- ・6.0時間以上: 4単位